

平成29年度版



県営住宅空家待ち

入居者募集のしおり

申込期間 平成29年7月10日（月）～7月21日（金）

※午前8時30分～午後5時30分（土日を除く）

県営住宅の入居申込資格については、収入基準をはじめ
いろいろな制限がございます。申込みをする前に、必ず
この「入居者募集のしおり」を最後までよく読んでくだ
さい。

県営住宅等指定管理者

住宅情報センター株式会社

（宮古地区） 〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里1086-1

☎ 0980-74-2566

（八重山地区） 〒907-0003 沖縄県石垣市平得58-6

☎ 0980-88-0039

目 次

1. 空家待ち募集について	P. 2
2. 申込みから入居までの流れ	P. 3
3. 申込資格	P. 4
(1) 申込資格	P. 4
(2) 単身入居	P. 5
(3) 裁量世帯等	P. 5
(4) 申込区分	P. 6
(5) 東日本大震災自主避難者の入居要件緩和について	P. 8
4. 申込み及び入居について	P. 9
(1) 申込方法	P. 9
(2) 申込期間	P. 9
(3) 申込み時の必要書類一覧	P. 10
(4) 申込みについての留意事項	P. 11
(5) 連帯保証人について	P. 11
5. 入居に関する留意事項	P. 12
6. 年間総収入金額・年間総所得金額の計算方法	P. 13
7. 月収額の具体的計算方法	P. 15
8. 控除額一覧表	P. 16
9. 平成28年度（前年度）入居倍率	P. 17
10. 宮古・八重山地区県営住宅一覧	P. 18
11. 公開抽選会	P. 20
(1) 公開抽選会の方法	P. 20
(2) 抽選会日程	P. 20
(3) 抽選会会場	P. 21
(4) 抽選結果について	P. 21
12. 申込整理票（記入例）	P. 22
13. 申込整理票、ハガキA・B	P. 23

1. 空家待ち募集について

今回実施する空家待ち入居者の募集は、沖縄県内にある宮古及び八重山地区の県営住宅を対象に、**これから発生する空家を見込んで行うもの**です。

したがって、**応募者の中から、公開の抽選で空家待ちの順位を決定し、空家が発生したときにその順位に従って入居していただくこととなります。**

なお、①あらかじめ決められた期間内に資格審査書類を提出し、かつ、②資格審査に合格することが空家待ち順位名簿に登録される条件となります。

万一、上記2つの条件を満たさない場合は失格となります。

また、応募者全員について空家待ち順位を決めますが、それぞれの順位までの空家が発生しないときは、入居することができません。あらかじめご了承ください。

※ 空家待ち順位の有効期限は、次回空家待ち募集の抽選日の前日までとします。
(前回の県営住宅の空家待機者は、今回の募集にも再度応募してください。)

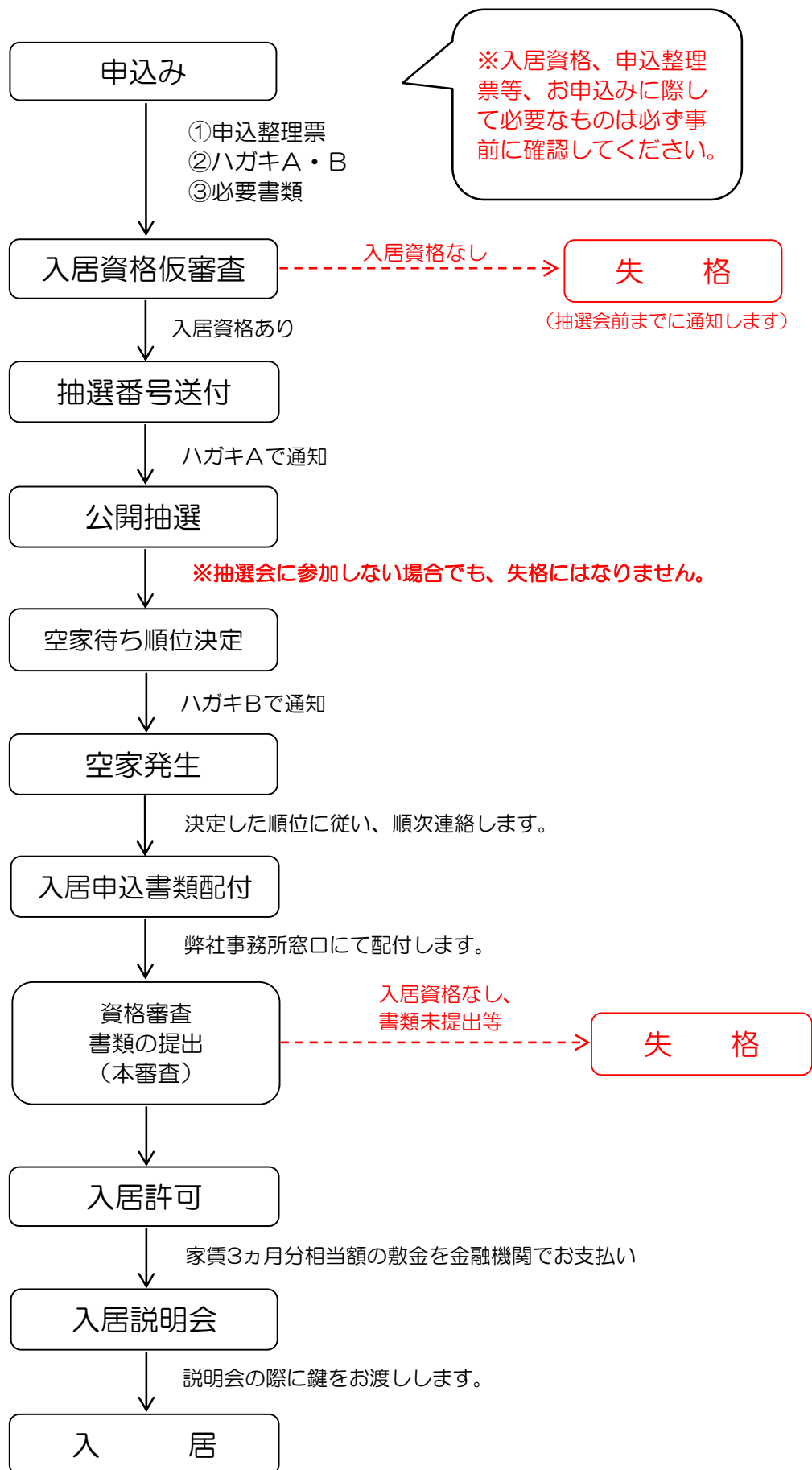
※ 随時募集について

今回の空家待ち抽選会終了後、待機者全員が入居した団地について、なお空家がある場合のみ随時募集を実施します。

(時期については、弊社ホームページ、新聞等で告知します。)

待機者全員が入居出来ない場合は、随時募集は実施しません。あらかじめご了承ください。

2. 空家待ち募集の申込みから入居までの流れ



3. 申込資格

(1) 申込資格

次のすべてに当てはまる方が、申込資格を有します。

1	現に同居し、または同居しようとする親族があること ※ 単身入居が可能な場合もあります（詳細はP.5参照）。 ※ 婚姻の予約者等も含まれます。 この場合、資格審査書類提出時に婚姻した旨の証明書（戸籍謄本）が提出されないと入居できません。
2	申込者本人及び同居親族の所得を合算計算した月収額が 158,000円以下 であること。ただし、裁量世帯については、 214,000円以下 であること。 ※ 裁量世帯については、P.5を参照してください。 ※ 月収額の計算方法についてはP.13～16を参照してください。
3	現に住宅に困窮していることが明らかな者であること ※ 入居予定者全員が持家、宅地を所有していないこと ※ 福島県からの自主避難者については緩和措置があります。
4	沖縄県内に住所を有する者であること ※ 福島県からの自主避難者については緩和措置があります。
5	県税・個人住民税の滞納がないこと
6	連帯保証人のある方（詳細はP.11参照）
7	申込者本人及び同居親族が暴力団員（以下、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと ※ 入居申込時には、暴力団員でないことの誓約が必要です。 また、入居者資格について、沖縄県警察本部に照会しております。

(2) 単身入居

次のいずれかに当てはまる場合は、単身での入居が可能です。

① 60歳以上の方
② 障がい（身体1～4級・精神1～2級・知的A ₁ ～B ₁ 級）の認定を受けている方
③ 生活保護受給者
④ ハンセン病療養所入所者等
⑤ 配偶者からのDV被害にあっている方 ※ 裁判所の保護命令決定書の写し、福祉事務所長発行の保護に関する証明書等が必要です。場合により「意見書」を添付してください。
⑥ 戦傷病患者
⑦ 海外引揚者
⑧ 被爆者援護法による認定を受けている方

※ 身体上または精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難であると認められる場合は入居することができません。

(3) 裁量世帯等

次に当てはまる場合は、裁量世帯等として扱います。

<ul style="list-style-type: none">・ 小学校就学前のお子さんがいる場合・ 全員が年齢60歳以上の場合・ 本人が60歳以上の方で同居者が18歳未満の場合・ 本人または同居者に身体（1～4級）、精神（1～2級）、知的（A₁～B₁級）障がいの認定を受けている方がいる場合・ 本人または同居者に戦傷病患者がいる場合・ 本人または同居者に原爆被爆者がいる場合・ 本人または同居者に海外引揚者がいる場合・ ハンセン病療養所入所者等

(4) 申込区分（一般枠、優遇枠）

平成28年度の空家待ち募集から、優遇申込み区分を変更し、新たに「子育て世帯」優遇枠を設けて応募を受付しています。

当てはまる申込区分別に空き待ち順位を決め、空家が発生し次第、その順位で入居のご案内を致します。

☆ ご自身の申込区分の確認を！ ☆

みなさまへお願いです。

次ページ以降に記載されている申込区分の資格要件

等は、**申込み前に必ずよくお読みになってください。**

申込資格がない場合、無効失格扱いとなります

ので、ご注意ください。

自分がどの申込区分の世帯に該当するか分からない

等、ご不明な点がございましたら、窓口で必ず確認

してください。

① 子育て世帯

a 母子・父子世帯（DV被害者を含む）

1. 平成12年4月2日以後に生まれた子（18歳未満）が1人以上いる
2. その子全員を扶養している
3. 配偶者と死別もしくは離婚し、または婚姻によらないで母または父となり、現に婚姻していない方

b 子育て支援世帯

1. 平成12年4月2日以後に生まれた子（18歳未満）が2人以上いる
2. 政令月額が、104,000円以下である
 - ※ 子が就業している場合でも、年齢要件を満たせば当てはまります。
 - ※ 他に18歳以上の子がいる場合でも、月収要件を満たせば当てはまります。

c 多子世帯

1. 平成12年4月2日以後に生まれた子（18歳未満）が3人以上いる
 - ※ 子が就業している場合でも、年齢要件を満たせば当てはまります。

② 優遇世帯

a 次のいずれかの認定を受けている場合（障がい者世帯）

- Ⅰ. 身体障がい（1～4級）
- Ⅱ. 精神障がい（1～2級）
- Ⅲ. 重度又は中度の知的障がい（A₁～B₁級）
- Ⅳ. 戦傷病者（手帳保持者）

b 母子・父子世帯（DV被害者を含む）

次の要件を満たす場合に当てはまります。

- Ⅰ. 配偶者と死別もしくは離婚し、または婚姻によらないで母または父となり、現に婚姻していない方
- Ⅱ. 現に扶養している20歳未満の子がいる方（子育て世帯に当てはまる場合を除きます）

c 生活保護世帯

※ 現に生活保護を受給している場合

d 老人世帯

次のいずれかに該当する世帯

- Ⅰ. 世帯全員が60歳以上
- Ⅱ. 60歳以上の方とその配偶者
- Ⅲ. 60歳以上の方と18歳未満の方

e 公共立退

※ 土地区画整理事業、土地収用事業等の公共工事に伴い、住宅を立退きする場合

f 引揚者

※ 海外引揚者で、引揚から5年を経過していない方

ただし、中国残留邦人等（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第2条第1項及び第6条第2項に規定する者）に関しては、帰国後5年を経過していても、優遇申込の対象とする。

g ハンセン病療養所入所者等

※ 「らい予防法の廃止に関する法律」により「らい予防法」が廃止される（H8.3.31）までの間に、国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者であって、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行の日（H13.6.22）において生存している方。

③ 一般世帯

上記①・②のいずれにも当てはまらない世帯

(5) 福島県からの自主避難者の入居要件緩和について

平成23年3月11日時点で福島県内の対象地域(下記別表に掲げる市町村をいう。)に居住していた避難者については、県営住宅への申込み資格についての緩和措置があります。

ただし、申込み資格の緩和措置を受ける場合は、避難元市町村からの「居住実績証明書」の提出が必要となります。

具体的な申込み資格に関する緩和措置は、次のとおりです。

- | |
|---|
| <p>① 世帯の一部の者のみ(母子のみ、父子のみ)で避難している場合、世帯全員の所得金額の合計の1/2を、その世帯の所得金額とします。</p> <p>② 避難元市町村に持ち家があっても、申込みが可能です。
*ただし、沖縄県内に持ち家がある場合は申込みはできません。</p> <p>③ 沖縄県内に住所を移していなくても、実態として県内に居住しているものと確認できる次のいずれかの書類を提出することにより、申込みが可能です。</p> <p>1. 雇い主、所属長、不動産会社または家主による居所を証明する書類
0. 居住地における住宅の賃貸借契約書</p> |
|---|

注意！！

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">この緩和措置は、優先入居ではありません。県営住宅へ必ず入居できるということではなく、抽選により入居順位を決定します。あらかじめご了承ください。必ず「居住実績証明書」を提出してください。「罹災証明書」では認められません。居住実績証明書は避難元市町村で発行しています。家賃、駐車場使用料、共益費が発生します。 |
|---|

(別表) 「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象地域

福島県 中通り	福島市、郡山市、白河市、須賀川市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
福島県 浜通り	いわき市、相馬市、南相馬市の一部、広野町、楡葉町、富岡町の一部、川内村、浪江町の一部、葛尾村の一部、新地町、飯館村の一部

※ 避難指示区域を除く。

4. 申込み及び入居について

(1) 申込方法

- ① 次の書類に必要事項を記入し、直接持参してください。
 - ・ 空家待ち募集申込整理票
 - ・ 通知用ハガキ2枚（抽選番号のお知らせ用、抽選結果のお知らせ用）
※ハガキ2枚には、それぞれ62円切手を貼付してください。
※ハガキの住所は、確実に届く住所を記入してください。
※申込み後、住所や電話番号を変更した場合は、遅滞なく弊社までご連絡ください。
- ② 当てはまる世帯区分に応じて、必要書類も必ず一緒に提出してください。
 - ※ 必要書類は（3）の一覧表を参照してください。
 - ※ **住民票等の公的書類については、マイナンバーの記載は不要です。**
マイナンバー不記載の書類をご用意のうえ、窓口へ提出してください。

(2) 申込期間

申込期間、書類提出先等は次のとおりです。

・ 申込期間	平成29年7月10日（月）～7月21日（金） ※土日除く
・ 書類提出先、各事務所連絡先	県営住宅等指定管理者 （宮古地区） 〒906-0012 沖縄県宮古島市平良西里1086-1 住宅情報センター株式会社 公営住宅管理課 TEL：0980-74-2566 （八重山地区） 〒907-0003 沖縄県石垣市平得58-6 住宅情報センター株式会社 公営住宅管理課 八重山出張所 TEL：0980-88-0039
・ お問合せ時間	午前8時30分 ～ 午後5時30分（土日除く）

(3) 申込み時の必要書類一覧（重要）

	世帯区分（要件等はP.6～P.7参照）	必要書類
子育て世帯	① 母子・父子世帯（DV被害者を含む） * 子は扶養している場合に限りです。 * 以下のような場合は該当しません。 ・世帯内に申込者本人の親や兄弟姉妹がいる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本（全部記載事項証明書） ・扶養証明書 ・裁判所の保護命令決定書、福祉事務所長発行の保護に関する証明書等（DV被害者の場合）
	② 子育て支援世帯 * 以下のいずれにも該当する場合のみです。 ・18歳未満の子が2人以上いる ・政令月額が、104,000円以下	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票謄本（本籍・世帯主・続柄が記載されているもの） ・所得証明書（16歳以上の方全員分）
	③ 多子世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票謄本（本籍・世帯主・続柄が記載されているもの）
優遇世帯	① 障がい者世帯 I. 身体障がい（1～4級） II. 精神障がい（1～2級） ハ. 重度又は中度の知的障がい（A ₁ ～B ₁ 級） ニ. 戦傷病者（手帳保持者）	<p>各種障がい者手帳の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> * 氏名、等級の確認の取れる部分 * 左記以外の等級については一般世帯扱いです。
	② 母子・父子世帯（DV被害者を含む） * 現に扶養している20歳未満の子がおり、子育て世帯に該当しない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本（全部記載事項証明書） ・扶養証明書 ・裁判所の保護命令決定書、福祉事務所長発行の保護に関する証明書等（DV被害者の場合）
	③ 生活保護世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給証明書
	④ 老人世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票謄本（本籍・世帯主・続柄が記載されているもの）
	⑤ 公共立退	<ul style="list-style-type: none"> ・公共立退に関する証明書
	⑥ 引揚者	<ul style="list-style-type: none"> ・海外引揚に関する証明書
	⑦ ハンセン病療養所入所者等	<ul style="list-style-type: none"> ・国立ハンセン病療養所等の長の証明書

(4) 申込みについての留意事項

- ① 申込者は、原則として世帯主とします。
- ② 申込み後の希望団地の変更は出来ません。
- ③ **世帯分離は認められません**（福島県からの自主避難者を除く）。
※ 住民票上の世帯主と同一世帯にいる方全員が入居する必要があります。
- ④ 現在公営住宅に住んでいる方が、他の公営住宅へ住み替えるための申込みは、原則として受付出来ません（公営住宅とは、他の県営住宅、市町村営住宅をいいます。以下同じ。）。

※ 以下の場合、応募が可能です。ご不明な点はお問合せください。

- ・ 現在2DK、2LDKに5名以上お住まいで、戸籍上別世帯の場合
 - ・ 現在3DK、3LDKに6名以上お住まいで、戸籍上別世帯の場合
- 注意！ 団地に1名のみが残る場合は応募することができません。

- ⑤ **以下の場合、失格無効扱いとし、申込書類及び入居決定後の審査書類は受理されません。**

- ◇ 切手が貼られていない、不足している場合
- ◇ 宛名住所に記入漏れ、誤りがある場合
- ◇ 通知用ハガキが宛て先不明で返送された場合
- ◇ 申込内容が虚偽である場合
- ◇ 同一世帯または同一人で2通以上の申込みをした場合
 - * 同居親族、婚約者等がそれぞれで申込みをした場合、万一誤って申込みが受付されたとしても、そのいずれをも重複申込みとみなし、全部を無効と扱います。
- ◇ 申込み後住所を変更し、これを当社に連絡しなかった場合
- ◇ 申込みをした家族が同時に入居できない、または入居時に増えている場合（出生による場合を除く）
- ◇ 入居の通知を受け、決められた日までに入居の手続きを行わなかった場合
- ◇ その他、申込みに関する必要事項に不備のある場合

(5) 連帯保証人について

入居にあたり、入居決定者と同等程度以上の収入を有する連帯保証人を1人用意していただく必要があります。

なお、連帯保証人を用意することが難しい特別の事情がある場合は、ご相談ください。

5. 入居に関する留意事項

- ① 老人世帯、障がい者等世帯の場合は、基本的に低層階（1～2階）の部屋を割り当てます。
- ② 入居前の部屋内見は出来ません。
- ③ 敷金は、家賃の3ヵ月分相当額を入居手続き時に納入していただきます。
- ④ 家賃の納期限は、毎月末日です。
- ⑤ 家賃は、当月10日に、口座振替により納入していただきます。
（土日、祝祭日の場合は翌金融機関営業日に引落）
- ⑥ 家賃を3ヵ月以上滞納した場合は、連帯保証人へ連絡し、住宅の明渡し請求を行います。
- ⑦ 家賃は、毎年度8月に、入居者からの収入申告に基づき、その収入等に応じて見直されます。
- ⑧ 県営住宅では、犬、猫、鳥等の動物を飼育することは出来ません。
- ⑨ 入居手続き時に提出していただいた書類は、一切お返し致しません。提出後、沖縄県及び住宅情報センター株式会社で保管、管理致します。
- ⑩ 入居後は、家賃の他に、毎月共益費の納付が必要となります。必ず納付していただきます（納付先は各自治会になります）。
- ⑪ 次に各項目に掲げる費用は、共益費として入居者の負担になります。

- ・ 電 気 料 金 : 屋内外共用部分の電灯、エレベーター動力、浄化槽、高架水槽のポンプ、集会所の電気料金
- ・ 水 道 料 金 : 共同水栓、集会所、浄化槽の水道料金
- ・ 衛 生 掃 除 費 等 : ゴミ収集料金等、
配水管（枝管、縦管までの清掃費、雨水排水の側溝清掃費）
- ・ 共 同 施 設 費 : 各電灯、樹木草花の剪定手入費、共同アンテナの維持管理
ブランコ、すべり台等の遊具施設の小修理
- ・ 運用、保全経費: 各施設の運用及び保全の委託料金
- ・ その他入居者が当然負担すべき諸経費

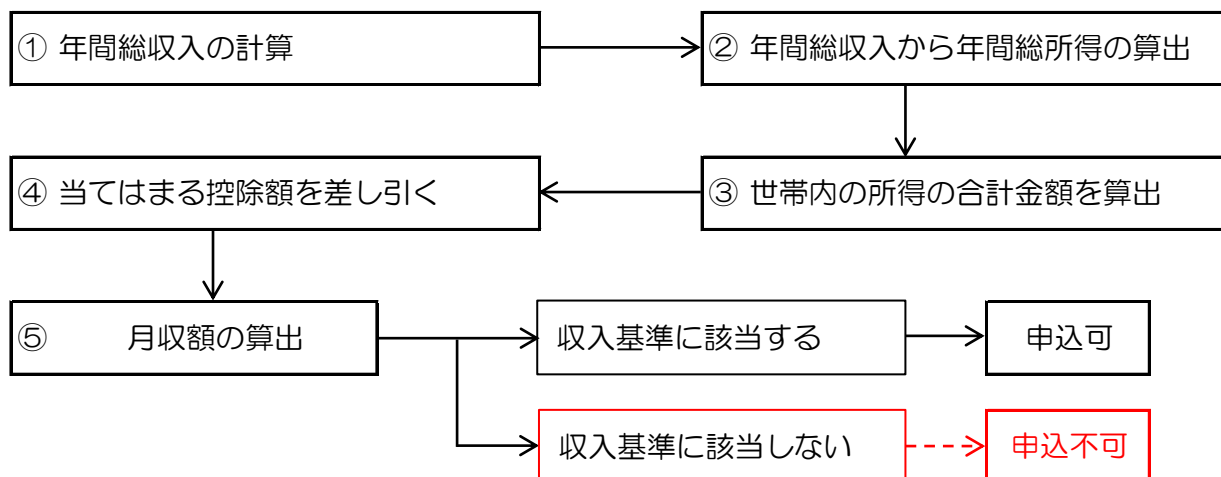
- ⑫ 入居後は、各自治会に加入し、他の入居者と共にその入居する団地の清掃等に積極的に協力していただきます。
- ⑬ 以下の場合には、**共益費完納証明書を提出**していただきます。
* 駐車場に関する各種申請（車庫証明他）、退去手続き等
- ⑭ 駐車場は、原則として各戸1台となっており、有料です。なお、駐車場がある団地でも全戸数分の駐車場があるとは限りません。あらかじめご了承ください。

6. 年間総収入金額・年間総所得金額の計算方法

ここでは、申込みにあたって県営住宅の収入基準に該当するかを判断するために、月収額の計算を行います。

基本的には、その世帯の所得の合計額から、当てはまる控除額を差し引いて算出します。

なお、計算の手順は下記のとおりです。



用語の意味

- * 年間総収入金額（収入）とは… 税込総支給額をいいます。
- * 年間総所得金額（所得）とは… 年間総収入金額から税法上認められた必要経費（老齢年金、普通恩給の場合には、公的年金等控除額）を控除した額をいいます（所得控除後の金額）。

給与所得者の年間総収入金額の計算方法

	就職（勤務開始）の時期等	収入金額の具体的な計算方法等
①	申込日時点で、現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している方	前年の年間総収入金額 (市町村発行の所得証明書記載の金額)
②	申込日時点で、前年に現在の勤務先へ中途就職し、現在まで12ヵ月以上勤務している方	勤務した翌月から12ヵ月間の年間総収入金額 (収入証明書記載の金額)
③	申込日時点で、前年または今年に現在の勤務先へ中途就職し、勤続期間が12ヵ月に満たない方	勤務した翌月から申込日の前月までの総収入金額をもとに、次の計算方法による年間推定総収入金額 $\left(\frac{\text{収入証明書記載の総収入金額} - \text{支払いを受けた賞与}}{\text{収入証明書記載の勤務月数}} \times 12 \right) + \text{支払いを受けた賞与} = \text{年間推定総収入金額}$

事業所得者（自営業者等）の年間総収入金額の計算方法

	事業の開始時期等	所得額の具体的な計算方法等
①	申込日時点で、事業を前年1月1日以前から引き続き行っている方	市町村発行の所得証明書
②	申込日時点で、前年途中で事業を開始し、現在まで12カ月以上行っている方	事業開始の翌月から12カ月間の年間総所得金額 ※年間収入－年間支出で算出 （収入証明書記載の金額）
③	申込日時点で、前年または今年途中で事業を開始し、12カ月に満たない方	事業開始の翌月から申込日の前月までの収入と支出をもとに、次の計算方法による年間推定総所得金額 $\frac{\text{総収入金額} - \text{総支出金額}}{\text{勤務した翌月から申込日の前月までの月数}} \times 12$ = 年間推定総所得金額

注意事項

- * 入居する家族（婚約者を含む）に所得のある方が2人以上いる場合は、それぞれ所得を計算し、すべての所得金額を合算します。
 - * 所得税法上、課税対象とならない収入は、月収額計算の対象とはなりません。
（例えば…生活保護の生活扶助、雇用保険、労災保険、休業補償、仕送り、障がい年金等）
 - * 国民（老齢）年金、厚生（老齢）年金、恩給、各種共済年金による収入は、月収額計算の際、給与収入として扱います。
 - * 老齢年金、普通恩給については、下記表の計算方法により年間所得金額を算出します。
（1円未満の端数は、切り上げます。）
- ※ 年齢が65歳未満であるかどうかは、その年の12月31日現在の年齢によります。
（1月1日生まれの方は、年齢を1歳加算してください。）

受給者の年齢	その年の年金額	年間所得金額の計算
65歳以上の方	1,200,000円まで	所得は0
	1,200,001円から 3,300,000円未満	(年金額) - 1,200,000円
	3,300,000円から 4,100,000円未満	(年金額) × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円から 7,700,000円未満	(年金額) × 0.85 - 785,000円
65歳未満の方	700,000円まで	所得は0
	700,001円から 1,300,000円未満	(年金額) - 700,000円
	1,300,000円から 4,100,000円未満	(年金額) × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円から 7,700,000円未満	(年金額) × 0.85 - 785,000円

7. 月収額の具体的計算方法

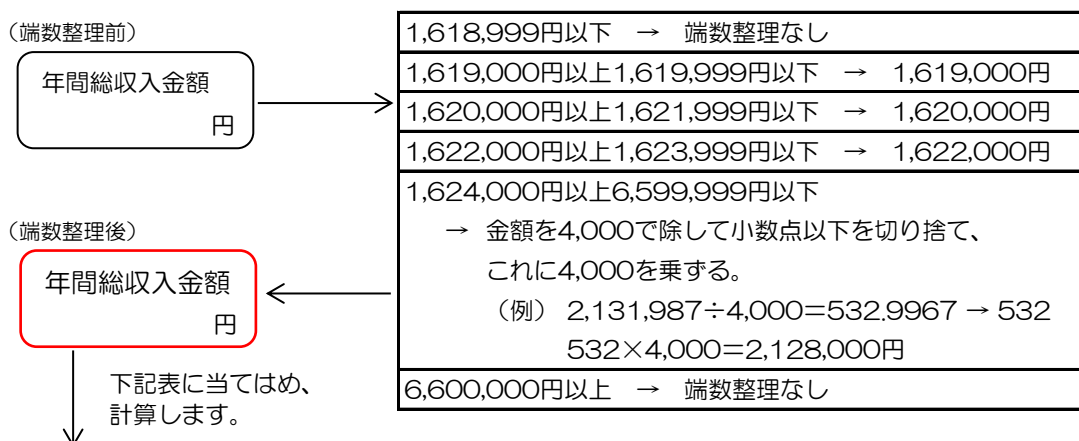
ここでは、13～14ページで計算した年間総収入金額または年間総所得金額から、「世帯の月収額」を割り出します。その結果により収入基準内かどうかを判断します。

※ 具体的計算方法

- ・ 給与所得者の方 ⇒ ①から順に計算していきます。
- ・ 事業所得者の方 ⇒ ③で計算します。

※ 所得のある方が複数名いる場合は、それぞれで端数整理等を行い、最終的に全員の金額を合算して「世帯の合計年間総所得金額」を算出してください。

① 年間総収入金額の端数整理



② 年間総所得金額の計算方法

年間総収入金額の区分	年間総所得金額
650,999円以下	年間総所得金額は0
651,000円以上1,618,999円以下	(端数整理後の年間総収入金額) - 650,000円
1,619,000円以上1,619,999円以下	(端数整理後の年間総収入金額) × 0.6 - 2,400円
1,620,000円以上1,621,999円以下	(端数整理後の年間総収入金額) × 0.6 - 2,000円
1,622,000円以上1,623,999円以下	(端数整理後の年間総収入金額) × 0.6 - 1,200円
1,624,000円以上1,627,999円以下	(端数整理後の年間総収入金額) × 0.6 - 400円
1,628,000円以上1,799,999円以下	(端数整理後の年間総収入金額) × 0.6
1,800,000円以上3,599,999円以下	(端数整理後の年間総収入金額) × 0.7 - 180,000円
3,600,000円以上6,599,999円以下	(端数整理後の年間総収入金額) × 0.8 - 540,000円
6,600,000円以上9,999,999円以下	(端数整理後の年間総収入金額) × 0.9 - 1,200,000円

年間総所得金額 円

③ 収入月額の方法

$$\left(\text{年間総所得金額 円} - \text{控除合計額 円} \right) \div 12 = \text{収入月額 円}$$

※ 控除額は16ページの一覧表にあります。当てはまる控除額を計算し、世帯の合計控除額を算出してください。

8. 控除額一覧表

控除の種類		内容	控除額
一般	1 同居親族	本人以外の配偶者及び同居扶養親族	38万円× 人= <input type="text"/> 万円
	2 別居扶養親族	所得税法上の控除を受けている扶養親族	38万円× 人= <input type="text"/> 万円
特別控除	3 特定扶養親族	所得税法上の扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の方（合計所得38万円以下の方）	25万円× 人= <input type="text"/> 万円
	4 老人控除対象配偶者控除	所得税法上の控除対象配偶者のうち、70歳以上の方	10万円× 人= <input type="text"/> 万円
	5 老人扶養親族	所得税法上の扶養親族のうち、70歳以上の方	10万円× 人= <input type="text"/> 万円
	6 障がい者控除	本人及び扶養親族のうち、以下の障がい者手帳の交付を受けている方 イ 身体（1・2級以外の方） ロ 精神（2・3級の方） ハ 知的（A ₁ 以外の方） ニ 戦傷病者（第4項症以下の方）	27万円× 人= <input type="text"/> 万円
	7 特別障がい者控除	本人及び扶養親族のうち、以下の障がい者手帳の交付を受けている方 イ 身体（1・2級の方） ロ 精神（1級の方） ハ 知的（A ₁ の方） ニ 戦傷病者（特別項症か～第3項症の方）	40万円× 人= <input type="text"/> 万円
	8 寡婦控除	※①+②、または③のいずれかに当てはまる場合 ①次のイまたはロに当てはまる方 イ. 夫と死別し、もしくは夫と離婚した後婚姻していない方 または夫の生死の明らかでない方 ロ. 婚姻によらないで母となった方で、現に婚姻していない方 ②扶養親族またはその者と生計を一にする子（合計所得金額が38万円以下で、他の方の控除対象配偶者や扶養親族となっていない方に限る）がいる方 ③夫と死別した後婚姻をしていない方または夫の生死の明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下である方（この場合は扶養親族などの要件はありません。）	27万円 <input type="text"/> 万円
	9 寡夫控除	※次のすべてに当てはまる場合 ①次のイまたはロに当てはまる方 イ. 妻と死別し、もしくは妻と離婚した後婚姻していない方 または妻の生死の明らかでない方 ロ. 婚姻によらないで父となった方で、現に婚姻していない方 ②扶養親族またはその者と生計を一にする子（合計所得金額が38万円以下で、他の方の控除対象配偶者や扶養親族となっていない方に限る）がいる方 ③合計所得金額が500万円以下である方	所得金額が270,000円未満の場合は当該所得金額
世帯の控除額計（上欄の <input type="text"/> 内の金額を加算してください）			<input type="text"/> 万円

9. 平成28年度（前年度）入居倍率

地区	団地名	申込数	入居実績	入居倍率
宮古	平良北団地	16	3	5.3
	平良南団地	16	8	2.0
	平良東団地	14	0	-
	平良東第2団地	7	0	-
	西里団地	22	2	11.0
	下地団地	2	0	-
	上野団地	4	2	2.0
	伊良部団地	3	2	1.5
	久貝団地	17	2	8.5
	上野第二団地	1	1	1.0
	城辺団地	4	0	-
	伊良部第二団地	1	1	1.0
	西仲団地	20	1	20.0
	平良団地	28	3	9.3
宮古地区計		155	25	6.2
八重山	新川団地	-	-	-
	真喜良団地	-	-	-
	真喜良第2団地	-	-	-
	磯辺団地	8	1	8.0
	磯辺第2団地	3	0	-
	真喜良第3団地	19	4	4.8
	新川第2団地	24	1	24.0
	平真団地	62	2	31.0
	宮良団地	8	1	8.0
	登野城団地	161	4	40.3
八重山地区計		285	13	21.9

※ 上記入居倍率は、平成29年6月1日現在までの入居実績を元に算出しています。

※ 八重山地区の入居実績がない団地については、建替事業に伴い、募集停止を行っています。

10. 宮古・八重山地区県営住宅一覧

※ 家賃の他に毎月各団地の自治会へ共益費の支払い義務があります。
(宮古地区) (共益費の金額は、入居する団地によって異なります。)

団地名	家賃(円)	車椅子住宅	单身	間取り	建設年度	構造	EV	駐車場
平良北団地	* 建替事業準備期間の為、募集停止							
平良南団地								
平良東団地	* 建替に伴う仮移転入居使用の為、募集停止							
平良東第2団地								
西里団地								
下地団地	17,000~33,700			3DK	S60年	中層3F		1,000円
上野団地	17,000~33,700			3DK	S60年	中層3F		1,000円
伊良部団地	16,700~32,900			3LDK	S61年	中層3F		1,000円
久貝団地	21,700~42,600			3LDK	H6年	高層8F 中層4F	● (一部)	1,500円
上野第二団地	22,400~44,000	2戸		3LDK	H10年	中層3F		1,000円
城辺団地	22,600~44,300			3LDK	H10年	中層3F		1,000円
伊良部第二団地	21,700~42,600			3LDK	H10年	中層3F		1,000円
西仲団地	* 建替に伴う仮移転入居使用の為、募集停止							
平良団地								

※ 家賃の他に毎月各団地の自治会へ共益費の支払い義務があります。
(八重山地区) (共益費の金額は、入居する団地によって異なります。)

団地名	家賃(円)	車椅子住宅	单身	間取り	建設年度	構造	EV	駐車場
新川団地	* 建替事業の為、募集停止 (仮移転先として使用中の各団地の部屋は、退去後も引き続き建替事業で使用します。)							
真喜良団地								
真喜良第2団地								
磯辺団地	17,200~34,400			3LDK	S60年	中層3F		2,000円
磯辺第2団地	17,700~35,400			3LDK	S62年	中層3F		2,000円
真喜良第3団地	15,300~35,200		●	2DK・3DK	H2年	中層4F		有料化予定
新川第2団地	18,700~36,800			3DK	H3年	中層4F		2,000円
平真団地	19,700~41,600			3DK	H5年	高層6F 中層3F	● (一部)	2,000円
宮良団地	23,000~45,100	2戸		3LDK	H8年	中層3F		2,000円
登野城団地	17,000~47,700	5戸	●	2DK・2LDK 3LDK	H18~20年	中層5F	●	2,000円

- * 家賃は、平成29年度の金額です。
- * 駐車場は、基本的に1世帯1台です。
- * ガスはすべてプロパンガスです(給湯設備もすべて設置済みです)。
- * 車いす用住宅の戸数は管理戸数であり、現在の空家数ではありません。
- * 单身入居が可能な団地は、真喜良第3団地、登野城団地(八重山地区)のみです。
宮古地区は、単身で入居可能な団地が建替に伴う仮移転入居使用により募集停止の為、今年度の募集はありません。

◇団地所在地及び学校区

(宮古地区)

団地名	団地所在地	小学校	中学校
平良北団地	* 建替事業準備期間の為、募集停止		
平良南団地			
平良東団地	* 建替に伴う仮移転入居使用の為、募集停止		
平良東第2団地			
西里団地			
下地団地	宮古島市下地上地634-47	下地小学校	下地中学校
上野団地	宮古島市上野野原716-1	上野小学校	上野中学校
伊良部団地	宮古島市伊良部伊良部1491-12	伊良部小学校	伊良部中学校
久貝団地	宮古島市平良久貝1013	久松小学校	久松中学校
上野第二団地	宮古島市上野野原715-4	上野小学校	上野中学校
城辺団地	宮古島市城辺長間704	西城小学校	西城中学校
伊良部第二団地	宮古島市伊良部佐和田1546	伊良部小学校	伊良部中学校
西仲団地	* 建替に伴う仮移転入居使用の為、募集停止		
平良団地			

(八重山地区)

団地名	団地所在地	小学校	中学校
新川団地	* 建替事業の為、募集停止 (仮移転先として使用中の各団地の部屋は、退去後も引き続き建替事業で使用します。)		
真喜良団地			
真喜良第2団地			
磯辺団地	石垣市大浜1349-1	大浜小学校	大浜中学校
磯辺第2団地	石垣市大浜1349-43	大浜小学校	大浜中学校
真喜良第3団地	石垣市新川2345	真喜良小学校	石垣中学校
新川第2団地	石垣市新川2334	真喜良小学校	石垣中学校
平真団地	石垣市真栄里109	八島小学校	大浜中学校
宮良団地	石垣市宮良1055-52	宮良小学校	大浜中学校
登野城団地	石垣市登野城1011	平真小学校	石垣第二中学校

* 宮古、八重山の各地区の募集については、下記へお問い合わせください。

県営住宅等指定管理者

(宮古地区)

住宅情報センター株式会社 公営住宅管理課 0980-74-2566

(八重山地区)

住宅情報センター株式会社 八重山出張所 0980-88-0039

1 1. 公開抽選会

(1) 公開抽選会の方法

- ① 抽選会は、応募した団地別に行います。
- ② 抽選方法は、抽選会当日に、会場に会場した方の中から立会人を選び、抽選順番に従い本人自身または代理人に抽選玉を引いていただきます。
- ③ 抽選会は、公開抽選が目的ですのでその参加は任意（自由）です。
抽選開始時間に遅れた場合は、抽選会会場への入場はできません。
- ④ 抽選会に不参加の場合や抽選開始時間に遅れた場合は、立会人の元、厳正に抽選致します。
なお、抽選会に参加しない場合でも、失格扱いとはならず、抽選確率や入居順位等にも何ら変動はありません。応募者本人が不利益扱いを受けることはありません。また、他の不参加の応募者に対し、不利益扱いを求める言動等は厳に慎んで頂き、抽選会がスムーズに行えるようご協力お願い致します。
- ⑤ 抽選会当日は、各会場とも抽選会のみを行う為、申込みに関する個別の質問等には回答しかねますので、あらかじめご了承ください。

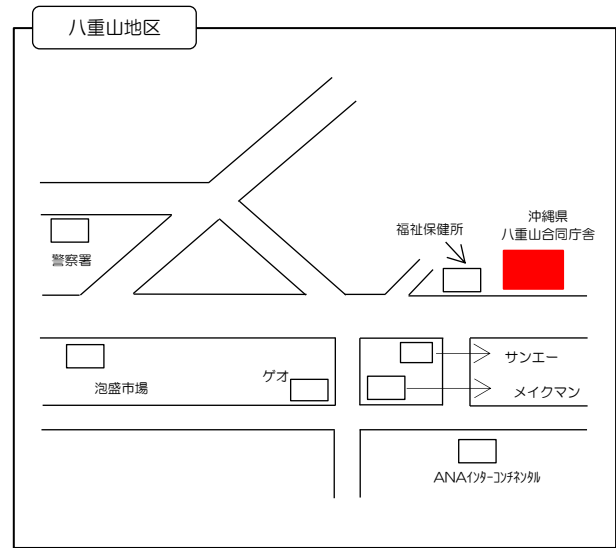
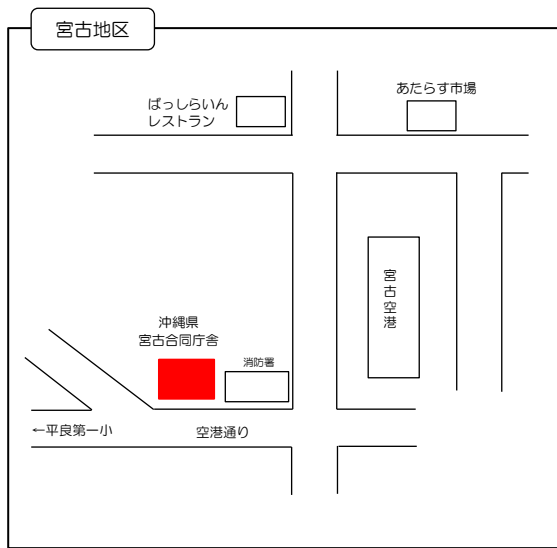
(2) 抽選会日程

- ① 抽選会は、次の日程で、下記会場にて実施します。
 (宮古地区) 平成29年9月6日(水) 午前9:00～
 (八重山地区) 平成29年9月6日(水) 午前9:30～
- ② 抽選会の日程は、ハガキAで連絡致しますので、必ず確認してください。
- ③ 台風等により抽選会が中止になった場合は、以下の予備日に同会場で実施します。
 (宮古地区) 平成29年9月12日(火) 午前9:00～
 (八重山地区) 平成29年9月13日(水) 午前9:30～
- ④ 抽選開始時間は、各会場とも、団地ごとに次のとおりで行います。

宮古地区		八重山地区	
下地団地	9:00～10:00	登野城団地	9:30～11:00
上野団地		平真団地	11:00～12:00
上野第二団地		新川第2団地	13:00～13:30
城辺団地		真喜良第3団地	13:30～14:00
伊良部団地		磯辺団地	14:00～14:30
伊良部第二団地		磯辺第2団地	
久貝団地	10:30～11:30	宮良団地	
平良北団地	建替事業 準備期間の為、 募集停止	新川団地 真喜良団地 真喜良第2団地	建替事業の為、 募集停止
平良南団地			
平良東団地	建替に伴う 仮移転入居 使用の為、 募集停止		
平良東第2団地			
西里団地			
西仲団地			
平良団地			

(3) 抽選会会場

宮古地区	沖縄県宮古合同庁舎（旧宮古支庁） 沖縄県宮古島市平良字西里1125 2階講堂
八重山地区	沖縄県八重山合同庁舎（旧八重山支庁） 沖縄県石垣市真栄里438-1 2階講堂



(4) 抽選結果について

- ① 抽選結果は、平成29年10月6日（金）までに各応募者に通知します。
- ② 通知はがき未着の場合は、各地区のお問い合わせ先までご連絡ください。
- ③ 電話による抽選結果のお問い合わせには個人情報保護等の関係によりお答えできません。あらかじめご了承ください。
- ④ 入居の案内順位は、子育て世帯・優遇世帯・一般世帯のそれぞれに順位を決め、空家が出たら順位に従い入居の案内連絡をします。

ご注意ください！！

抽選結果の順位と、実際に入居できる順位は異なります。あらかじめご了承ください。